

負担限度額認定申請時に添付する書類は次の書類です。

申請書を提出される際は、裏面申請に必要なものを確認の上、対象となる書類を添付してください。

1

申請者及び配偶者の方のすべての預貯金通帳・有価証券等をA4用紙にコピーしてください。(年金が入っている通帳だけではありません。)

口座情報や最終の残高の記載がはっきりわかるようコピーしてください。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）の場合

- ①金融機関名 ④口座名義人（カナ）
- ②支店名 ⑤最終の残高がわかる部分
- ③口座番号

ゆうちょ銀行の場合

- ①記号 ③口座名義人（カナ）
- ②番号 ④最終の残高がわかる部分

※御夫婦の場合は2人のすべての通帳の写しが必要です。同世帯の配偶者以外の預貯金通帳は対象外です。

※通帳の場合、裏表紙（支店名、口座番号等が記載されているページ）のコピーが必要となります。

※申請日の直近から、原則2か月前までの期間のコピーを添付して下さい。

※総合口座をご利用の方は、定期・貯蓄預金ページのコピーが必要となります。（お取引がない場合もコピーの提出をお願いします。）



2

金融機関等への照会をする同意書に記入してください。

高松市から金融機関等へ申請者及び配偶者の預貯金残高について照会を行うことが可能になります。

同意書に申請者及び配偶者の住所、名前を記入してください。

※金融機関等への照会により、不正な申告等が発覚した場合には、『不正行為への加算金』として給付した額の返還に加えてその最大給付額の2倍に相当する額の加算金を課すことが出来ます。



3

申請書に預貯金通帳等のコピーと同意書を添付して介護保険課に提出してください。

※定期預金・定期積金、株・投資信託・証券、金融機関への出資金も資産に含みますので、必ず証書等のコピーをご提出ください。

お問合せ先

高松市役所 介護保険課 給付係
電話 087-839-2326

預貯金等の資産の勘案

※定期預金・定期積金、株・投資信託・証券、金融機関への出資金も資産に含みますので、必ず証書等のコピーをご提出ください。

○「資産」を勘案要素とし、具体的には預貯金等を勘案します。

○施設等に入所した時点で預貯金等が基準額を超えていても、その後、預貯金等が基準を下回った場合は、その時点で申請を行って給付を受けることが可能です。

※基準額：該当段階によって異なりますのでご確認ください。

○預貯金の範囲：

種別	対象か否か	確認方法
預貯金（普通・定期・貯蓄など）	○	通帳の写し（インターネットバンキングであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	○	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書などの写し
生命保険、自動車	×	—
貴金属（腕時計・宝石）、その他高価な価値のあるもの（絵画、骨董品、家財など）	×	—

申請に必要なもの

□1 介護保険負担限度額認定申請書 □2 同意書

□3 被保険者本人の身分証明書（顔写真付きであれば1点、なければ2点）

（代理申請の場合は委任状または被保険者の保険証等の現物1点と、代理の申請者の身分証明書）

□4 預貯金通帳のコピー（裏表紙、申請日の直近2カ月分から最終残高が確認できるページ、定期預金や貯蓄預金の残高が確認できるページ）

□5 その他株・投資信託・証券等の残高が確認できる証書等のコピー

（通帳に出資配当金が入っている場合は、出資額がわかる証書等のコピー）

通帳の明細に多額の出金がある場合、出金の目的を確認し、領収書等を提出いただく場合がございます。

※令和7年度更新手続をされる方のうち、特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護医療院に継続入所中で、令和6年度分の負担限度額認定書をお持ちの方は、上記申請に必要なものは、1～3のみとなります。ただし、年金収入等の増減により限度額認定の段階に変更が見込まれる場合は、4・5の提出をお願いします。

※生活保護受給者の方は、申請書と生活保護受給者証のご提出が必要です。

※保険料の滞納等により給付制限措置を受けている場合は、負担限度額認定証が発行されていても、制限期間中は特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。